

告 示

埼玉県告示第九百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり辞退の届出があつた。

令和七年十二月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

名称	所在地	サービスの種類	辞退年月日
笠井歯科医院	春日部市豊町五 一一九一五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和七年十二月五 日
アズハイム春日部	春日部市中央二 一一〇一五	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護特定施設	令和七年十二月八 日